

京都市訓令甲第 22 号
教育委員会事務局
学 校
幼 稚 園
教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

第5条第2項及び第16項本文中「生涯学習推進課長」を「学校地域協働推進課長」に改める。

別表教育次長の項第17号中「、賃貸」及び「、物品の譲渡、交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を削る。

別表総務部長の項第6号及び学校歴史博物館事務局長の項第6号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表課長（教育機関の課長を除く。）、学校事務支援室長、体育健康教育室の保健安全課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、総合教育センター研修課長及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項中「生涯学習推進課長」を「学校地域協働推進課長」に改め、同項第5号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 物品の貸借の決定及び契約に関する事。

別表生涯学習部の施設運営課長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、青少年科学センター市民科学事業課長及び野外活動施設花背山の家事業課長の項第6号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表総務課長の項第5号を次のように改める。

(5) 1件2,000,000円以下又は供給量10万立方メートル未満のガスの需給契約及び1件2,000,000円以下又は契約電力50キロワット未満の電気の需給契約に関する事。ただし、随意契約に限る。

別表学校長及び幼稚園長（京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。）の項第9号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第14号中「3日以内の」を削る。

別表京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長の項第9号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第15号中「3日以内の」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)